

育成選手規程

(目的)

デフリンピックを目指す等若い世代の選手育成を目的とし、全国および地域エリアでの強化指定選手合宿への参加、ユース等対象の国際大会派遣などの機会をつくるとともに、競技力の向上だけでなく、代表選手としての心構え、競技規則、ドーピングなどの理解などを通して、将来の日本代表選手としてのレベルアップを目指す。

1 対象

対象者は次の項目のすべてを満たす者とする。

- (1) 日本ろう者水泳協会（以下「JDSA」と言う）会員で、4月1日現在、満16歳未満であること。
- (2) 次のいずれかの競技会に出場し、日本水泳連盟資格表3級以上の記録を樹立すること。
 - ①日本ろう者水泳選手権大会（以下「日本大会」と言う）
 - ②ジャパンパラ水泳競技大会（以下「JP大会」と言う）
 - ③日本パラ水泳選手権大会（以下「日本パラ大会」と言う）
 - ④日本知的障害者選手権(50m)水泳競技大会（以下「日本知的大会」と言う）
 - ⑤日本身体障がい者水泳連盟（以下「日身水連」と言う）が指定している下記の地域主催大会
東北身体障がい者選手権水泳競技大会・関東身体障がい者水泳選手権大会・中部障がい者水泳選手権大会・近畿身体障害者水泳選手権大会・中国四国身体障害者水泳選手権大会・九州障がい者水泳選手権大会等
 - ⑥パラ水泳春季記録会（以下「パラ記録会」と言う）
 - ⑦その他国際水泳連盟（以下「国際水連」と言う）、日本水泳連盟（以下「日本水連」と言う）、日本マスターズ水泳協会（以下「日マ水協」と言う）規則などによる公式大会
- (4) 健康上に問題がなく、競技水泳を行う上で心身ともに適した状態であること。
- (5) アスリートとして、礼儀と規律を遵守できること。
- (6) 保護者の承認が得られること。

2 育成選手の決定

(1) 育成選手の決定

- ①育成選手は、選手自ら標準記録（その年度の日本水連資格表3級相当＜該当年齢＞）を突破した時の証明となるものと当協会所定の申請書（年度更新）を添えて強化委員会に提出する。強化委員長が事実を確認してJDSA理事会に報告する。又は強化委員長が推薦したい選手に強化合宿への参加意志を求め、合宿での行動や状況を把握し、理事会（強化指定選手である理事は除く）にて決定する。
- ②決定された選手を、次世代育成選手として、JDSAから、日本パラリンピック委員会（以下「JPC」と言う）に所定の書類を提出する。

(2) 育成選手の推薦

同年度の1(3)に掲げた大会などにより、公式記録を樹立した選手を対象とし、その選手が対象条件を満たしている場合、推薦することができる。

(3) 育成選手の追加

同年度の1(3)に掲げた大会などにより、対象条件を満たし、自ら申請した時及び2(2)において、推薦された選手が申請した時、2(1)の手順により追加することができる。

(4) 育成選手の取り消し

下記の3における強化指定選手の遵守事項を守らなかった場合は、強化委員長が理事会(強化指定選手である役員は除く)に報告し、討議の結果、指定を取り消すことができる。

3 育成選手の遵守事項

育成選手は、下記のことを遵守しなければならない。遵守できない場合は、書面にてその理由を申し出て理事会の了解を得なければならない。

(1) 強化合宿への参加

(2) 日本大会, J P大会, 日本パラ大会, パラ記録会及び国際大会への出場

(3) 強化合宿参加報告など(練習状況の報告, 参加報告など)

(4) アスリートとして、礼儀と規律を遵守した心構えをもつこと

4 費用負担

合宿参加や国際大会出場にかかる費用は、原則個人負担とする。但し、寄付や助成があるときは軽減されることがある。

付則 2011年2月19日より適用

2015年3月21日改定

2018年4月14日改定

2019年2月24日改定